

知的障がいのあるお子さんの就学の場について

本人が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感と達成感をもてることが大切です。



特別支援学校の対象となるお子さん

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに**頻繁に**援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が**著しく**困難なもの

(学校教育法施行令第22条の3)



例えば

相手とのコミュニケーションを十分に図ることが難しい

日常生活で行うことの意味や目的を理解することが難しい

トイレに行くとき、いつも大人の手伝いが必要

特別支援学校での教育内容の例

お子さんの発達段階などを踏まえ、実生活に結びつけた内容を中心に学習 など

就学先は、各市町教育委員会が総合的に判断し、決定します。

- ①障がいの状態
- ②教育上必要な支援の内容
- ③地域における教育の体制の整備の状況
- ④本人・保護者の意見
- ⑤専門家の意見
- ⑥その他の事情

様々な観点から検討します。



特別支援学級の対象となるお子さん

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に**軽度**の困難があり日常生活を営むのに**一部**援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)



例えば

日常生活に使われる言葉を使って会話ができる

複雑で論理的なことを理解することは難しい

晴れや雨などの天気の状態が分かる

短い文でも、内容を理解し短くまとめて話すことが難しい

「明日の天気」などのように時間の概念が入ると難しい

特別支援学級での教育内容の例

- ・特別支援学校での教育内容を参考とした学習内容
- ・通常の学級との交流活動 など

お子さんの就学先や将来の進路について、御家族だけで悩みを抱えず、学校や教育委員会、相談機関などと、お互いの気持ちをしっかり伝え合いましょう。

